

鳥取県告示第206号

鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例（平成15年鳥取県条例第1号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立障害者体育センターの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第244号（鳥取県立障害者体育センターの利用料金について）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

区 分			単 位	金 額
専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき	全面1時間につき	700円
			2分の1面1時間につき	300円
			3分の1面1時間につき	200円
		入場料等を徴収するとき	全面1時間につき	1,400円
営利を目的とする場合		入場料等を徴収しないとき	全面1時間につき	24,500円
		入場料等を徴収するとき	全面1時間につき	35,000円
一般利用	一般、大学生又は専門学校の学生		1人1回につき	70円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

(2) 照明利用料

分電系統	種 別	金額（1時間につき）
1	水銀燈	40円
2又は3	水銀燈	60円
4又は5	水銀燈	40円
8又は9	白熱燈	40円
全館点灯	水銀燈及び白熱燈	320円
2分の1点灯	水銀燈及び白熱燈	160円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

(3) 用具利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボール用具（ボール及びバスケット台）	1組1回につき	150円
バレーボール用具（支柱、ネット及びボール）	1組1回につき	200円
バドミントン用具（支柱、ネット及びラケット）	1組1回につき	50円
卓球用具（ネット、卓球台及びラケット）	1組1回につき	100円
テニス用具（支柱、ネット及びラケット）	1組1回につき	100円

(4) ロッカー等利用料

区 分	単 位	金 額
ロッカー	1ブロック1月につき	200円

備考

- 1 利用期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

2 ロッカー内に保管できない大型物品については、ロッカー室の室内に保管することとし、1月の利用料は、当該物品の占有面積をロッカー1ブロックの面積(0.18平方メートル)で除して得た数(当該数に1未満の端数があるときは、これを切り上げる。)に200円を乗じて得た額とする。この場合において、利用期間に1月未満の端数があるときは、1月として算定する。

2 承認日

平成21年3月27日